

令和3年9月吉日

租税訴訟学会会員 各位

租 稅 訴 訟 学 会
研修部会理事 大塚一郎
総務企画部理事 山下清兵衛

9月租税判例研究会ご案内

時下さいよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、租税訴訟学会は、第二東京弁護士会税法研究会と共に、本年9月の専門研修講座として、以下の日程とテーマで、租税判例研究会を zoom で開催しますので、是非ご参加ください。

ご出席を希望の方は FAX または電子メールでご通知ください。事前に電子メールで資料をお送りし、開催 URL を通知しますので、かならずメールアドレスをご記入ください。

第1回

1. 日 時 令和3年9月10日（金）午後6時
2. 演 題 最判令和2年7月2日民集74巻4号1030頁
利息制限法所定の制限利率を超える金利（いわゆるグレーゾーン金利）に係る過払金返還請求により資金繰りが悪化したために破産した消費者金融業者の破産管財人が行った過払金返還債権の確定を理由とする後発的事由に基づく更正の請求の可否が争われた事案
3. 講 師 弁護士 吉田 正毅 先生

第2回

1. 日 時 令和3年9月16日（木）午後6時
2. 演 題 最判令和2年3月24日判タ1478号21頁
個人が法人に対して取引相場のない株式を譲渡した場合の株式の「譲渡の時における 価額」が所得税法59条1項2号所定の著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（低額譲渡）に該当するか否かが問題となった事案)
3. 講 師 弁護士 泉本 和重 先生

第3回

1. 日 時 令和3年9月21日（火）午後6時
2. 演 題 最判令和3年3月11日裁時1763号4頁・裁判所ウェブサ

イト

- ①利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当はその全体が法人税法（平成27年法律第9号による改正前のもの）24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するか
②法人税法施行令（平成27年政令第142号による改正前のもの）2条1項3号の規定のうち資本の払戻しがされた場合の当該払戻し直前の払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分の法適合性

3. 講 師 弁護士 西潟 理深 先生

(切り取り不要です) (いずれか不参加の場合は抹消線を引いてください)

回答書

租税訴訟学会 御中（担当久保倉）

(FAX : 03-3586-3602) (メール : info@sozei-soshou.jp)

第二東京弁護士会税法研究会9月租税判例研究会の

（ 第1回 ・ 第2回 ・ 第3回 ）に参加します。

お名前 _____

メールアドレス _____

電話番号 _____

帰属団体等

- 第二東京弁護士会 租税訴訟学会
 その他

資格等

- 弁護士 税理士 行政書士
 院生・学生 研究者・その他

※以下、税理士の先生のみご記入をお願いします。

(参加人数によっては東京税理士会の単位が付与される場合がございます。
付与された場合のみ、後日メールにて通知します。)

所属会_____ 支部_____ 登録番号_____